

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p><u>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</u></p> <p>岐阜県自然工法管理士認定制度は平成13年度より自然と共生した県土づくりを進めることを目的とした”自然の水辺復活プロジェクト”の「人づくり」の一環として開始された。</p> <p>本業務は、自然の水辺復活プロジェクト推進のため、以下業務の一部を委託するものである。</p> <p>①自然工法管理士の新規認定・更新・再認定を行うための「岐阜県自然工法管理士養成講習会」の実施 ②自然工法管理士の更新・再認定</p> <p>このため本業務の遂行にあたっては次の2点が必要となっている。</p> <p>1) 養成講習会の企画・運営にあたっては、自然共生に関する自然工法、森林学、植生学、鳥類、魚類、昆虫類、哺乳類、自然共生等の実践などの講習課程に、幅広い知識や専門性が求められること。</p> <p>2) 自然工法管理士認定の更新等にあたっては、「岐阜県自然共生工法研究会（以下、「研究会」という。）」在籍履歴等、更新認定に際しての必要な情報が確認できること。</p> <p><u>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</u></p> <p>1) 岐阜県建設研究センター（以下、「建設研究センター」という。）は、自然共生の専門知識を有する学識経験者等で構成される研究会の事務局として、制度開始以来、研究会運営に必要な企画・調整業務を継続して担い、会議運営等の実務経験を蓄積してきた。</p> <p>今回委託する養成講習会は、研究会においても「人づくり」事業として位置付けされ、講習課程や内容に最新の技術情報を反映し、主要講義は研究会所属の学識経験者により直接講義を行うなど、研究会の活動と一体的に行われている。</p> <p>さらに、講習課程等を5月の認定審議会で決定後、第2四半期での養成講習会の開催にむけて、短期間で講師や講義内容を確定する必要があるが、建設研究センターは講師候補者の専門分野や活動状況を詳細に把握しており、限られた期間内で講師の調整や最新の技術情報を講義に反映するなど、確実に対応できる体制を有する、唯一の団体である。</p> <p>2) 研究会の事務局を担う建設研究センターは、自然工法管理士認定時に必要となる更新履歴、研究会在籍履歴との整合、活動実績等の情報を管理しており、それを確認できる唯一の団体である。</p> <p>以上から、本業務を行うことができるのは、（公財）岐阜県建設研究センターのみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。